広島県水道広域連合企業団告示第4号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定によって、令和8年度において、広島県水道広域連合企業団が発注する建設工事等(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事及び水道施設の維持管理、修繕、保守又は点検業務をいう。)の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)及びその資格審査に係る申請手続等について次のとおり定めた。

令和7年10月9日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 﨑 英 彦

# 1 入札参加資格

別表第1左欄の入札参加資格の区分について、次に掲げる事項を総合的に審査する。なお、審査に際しては、広島県が令和7年度及び令和8年度建設工事等入札参加資格において審査した結果を用いる。

#### (1) 客観的審査事項

平成 20 年国土交通省告示第 85 号 (建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件) に規定する項目

#### (2) 主観的審查事項

広島県の令和7年度及び令和8年度建設工事等入札参加資格における主観的審査事項とする。ただし、別表第1右欄に掲げるとおり、土木一式工事、電気工事、管工事、機械器具設置工事、電気通信工事及び水道施設工事の6業種の区分は除く。

## 2 入札参加資格の審査に係る申請手続

#### (1) 申請を行うことができない者

広島県の建設工事等入札参加資格の認定を受けていない者。ただし、広島県の建設工 事等入札参加資格審査の申請中(認定審査中)の者は除く。

#### (2) 申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は、水道企業団のホームページに掲載する 申請フォームに所定の事項を入力するものとする。

#### (3) 申請期間

令和7年11月4日(火)から令和7年11月28日(金)までとする。

なお、追加申請期間は、別に告示する。ただし、一般競争入札等に係る追加の入札参加資格の申請については、企業長が必要と認めるときは随時行うことができるものとする。

# 3 入札参加資格認定の通知

入札参加資格の認定をしたときは、これを申請者に通知する。

## 4 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行う。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和8年度において再び入札参加資格審査の申請をすることができない。また、令和9年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができない。

## 5 入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から令和9年7月31日まで有効とする。ただし、令和9年8月1日以降においても令和9年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、令和9年度の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

# 6 その他の事項

この告示で定めない事項については、必要に応じて企業長が定める。

# 別表第1

別衣男 1		
入札参加資格の区分	許可を受けていることが 必要な建設工事の種類**	主観的審査事項
土木一式工事	北大一式工事	なし
プレストレストコンクリ	土木一式工事	広島県の令和7年度及び令和8年度建設工事
ート工事		等入札参加資格における主観的審査事項
建築一式工事	建築一式工事	広島県の令和7年度及び令和8年度建設工事
/C/K - 1 (11)		等入札参加資格における主観的審査事項
大工工事	大工工事	広島県の令和7年度及び令和8年度建設工事
,	, ,	等入札参加資格における主観的審査事項
左官工事	左官工事	広島県の令和7年度及び令和8年度建設工事
		等入札参加資格における主観的審査事項
とび・土工・コンクリー	とび・土工・コンクリー	広島県の令和7年度及び令和8年度建設工事
ト工事	ト工事	等入札参加資格における主観的審査事項
法面処理工事	とび・土工・コンクリー	広島県の令和7年度及び令和8年度建設工事
	ト工事	等入札参加資格における主観的審査事項
石工事	石工事	広島県の令和7年度及び令和8年度建設工事
		等入札参加資格における主観的審査事項
屋根工事	屋根工事	広島県の令和7年度及び令和8年度建設工事
		等入札参加資格における主観的審査事項
電気工事	電気工事	なし
管工事	管工事	なし
タイル・れんが・ブロッ	タイル・れんが・ブロッ	広島県の令和7年度及び令和8年度建設工事
ク工事	ク工事	等入札参加資格における主観的審査事項
鋼構造物工事	鋼構造物工事	広島県の令和7年度及び令和8年度建設工事
		等入札参加資格における主観的審査事項
鋼橋上部工事	鋼橋上部工事	広島県の令和7年度及び令和8年度建設工事
	A L L L	等入札参加資格における主観的審査事項
鉄筋工事	鉄筋工事	広島県の令和7年度及び令和8年度建設工事
A DALL	A DALL	等入札参加資格における主観的審査事項
舗装工事	舗装工事	広島県の令和7年度及び令和8年度建設工事
		等入札参加資格における主観的審査事項
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事	広島県の令和7年度及び令和8年度建設工事
板金工事	板金工事	等入札参加資格における主観的審査事項 広島県の令和7年度及び令和8年度建設工事
	似並工事	等入札参加資格における主観的審査事項
ガラス工事	ガラス工事	広島県の令和7年度及び令和8年度建設工事
カノハエ <del>ザ</del> 	ルノハエ <del>ザ</del> 	公島県の市和イギ及及の市和のギ及建設工事   等入札参加資格における主観的審査事項
		広島県の令和7年度及び令和8年度建設工事
至水工于	至次工事	等入札参加資格における主観的審査事項
防水工事	防水工事	広島県の令和7年度及び令和8年度建設工事
19471		等入札参加資格における主観的審査事項
内装仕上工事	内装仕上工事	広島県の令和7年度及び令和8年度建設工事
		等入札参加資格における主観的審査事項
機械器具設置工事	機械器具設置工事	なし
   熱絶縁工事	   熱絶縁工事	
水炉心水上 <del>丁</del> 	然別外上事	広島県の令和7年度及び令和8年度建設工事 等入札参加資格における主観的審査事項
電気通信工事	電気通信工事	帝八化参加真俗におりる主観的番重事項 なし
		¥
造園工事	造園工事	広島県の令和7年度及び令和8年度建設工事
さく井工事	さく井工事	等入札参加資格における主観的審査事項 広島県の合和7年度及び合和8年度建設工事
で、井上事	CN 井上 <del>サ</del> 	広島県の令和7年度及び令和8年度建設工事 等入札参加資格における主観的審査事項
建具工事	建具工事	広島県の令和7年度及び令和8年度建設工事
炷朵上尹	炷朵上尹	四両ポツア州(十戊及UT州の十戊建設工事)

		等入札参加資格における主観的審査事項
水道施設工事	水道施設工事	なし
消防施設工事	消防施設工事	広島県の令和7年度及び令和8年度建設工事
		等入札参加資格における主観的審査事項
清掃施設工事	清掃施設工事	広島県の令和7年度及び令和8年度建設工事
		等入札参加資格における主観的審査事項
解体工事	解体工事	広島県の令和7年度及び令和8年度建設工事
		等入札参加資格における主観的審査事項

<sup>※</sup> 左欄の入札参加資格の区分について、法第3条第1項の規定による許可を受けている ことが必要な建設工事の種類